

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 企 業 局

○宮城県企業局管理規程第一号	一
○企業局組織規程の一部を改正する管理規程	一
○企業局処務規程の一部を改正する管理規程	二
○企業局公印規程の一部を改正する管理規程	二
○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程	二
○企業局財務規程の一部を改正する管理規程	三
○企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程	三
○工業用水供給規程の一部を改正する管理規程	三

## 企 業 局

○宮城県企業局管理規程第一号

平成二十一年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐藤幸男

企業局組織規程の一部を改正する管理規程

第三条中「公営事業課」の下に「及び水道経営管理室」を加える。

第三条の二第一項中「課に、当該課」を「課及び室に、当該課及び室」に改める。

第四条の見出し中「本局の課」を「本局の課及び室」に改め、同条中第二十号から第二十三号まで

を削り、第二十四号を第二十号とし、第二十五号を第二十一号とし、第二十六号を第二十二号とし、

第二十七号を削り、第二十八号を第二十三号とし、同条に次の一号を加える。

二十四 その他室の分掌に属しない事務の調整に関する事。

ページ

第四条に次の一項を加える。

2 水道経営管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 広域水道用水供給事業の経営の基本計画に関する事。

二 広域水道用水供給事業の用水供給に関する事。

三 工業用水道事業の経営の基本計画に関する事。

四 工業用水道事業の用水供給に関する事。

五 局内において施行する工事及び技術管理・指導に関する事。

第四条の次に次の一条を加える。

(庶務担当課等)

第四条の二 前条に定めるもののほか、公営事業課において水道経営管理室の庶務を処理するものとする。

2 前項の規定により公営事業課が処理する庶務とは、次に掲げる事務をいう。

一 所属職員の身分、教養、給与及び福利厚生に関する事。

二 予算及び決算に関する事。

三 予算の経理その他会計事務に関する事。

四 所管する資産の管理に関する事。

五 前各号に掲げるもののほか庶務一般に関する事。

3 公営事業課長は、第一項の規定により庶務を処理する上で必要と認めるときは、水道経営管理室長に対し、事務処理状況等について報告を求めることができる。

第十一条第一項の表を次のように改める。

職	組 織	職 務
局長		管理者の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
次長		上司の命を受け、局の事務を整理し、局長を補佐する。
課長	課	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長	室	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長補佐	課	上司の命を受け、課の事務を整理し、課長を補佐する。ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、課の一部の事務を整理し、課長を補佐するものとする。

室長補佐	室	上司の命を受け、室の事務を整理し、室長を補佐する。ただし、室長を補佐するものとする。
技術補佐	課	上司の命を受け、課の専門的技術に関するし、課長を補佐するものとする。ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、課の一部の専門的技術に関するし、課長を補佐するものとする。
	室	上司の命を受け、室の専門的技術に関するし、室長を補佐する。ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、室の一部の専門的技術に関するし、室長を補佐するものとする。

附 則

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第二号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「次長、課長」の下に、「室長を含む。以下同じ。」を加え、「総括担当を命ぜられた課長補佐」の下に、「総括担当を命ぜられた室長補佐を含む。」を加え、同条第二項中、「規定にかかわらず、」の下に、「公営事業課において集中管理する予算、決算、経理等の事務（以下この項において、「集中管理事務」という。）を担当するものとして」を加え、「総括担当」の下に、「及び集中管理事務を担当する班の班長を命ぜられた職にある者」を加える。

別表第二各課長の項第一号口中、「総括担当」の職の下に、「又は総括担当を命ぜられた技術補佐（以下「技術補佐（総括担当）」という。）の職」を加え、同号へ及びり中、「総括担当」の職の下に、「又は技術補佐（総括担当）の職」を加え、同号ル中、「職員」の下に、「及び課長補佐（総括担当）の職又は技術補佐（総括担当）の職にある職員」を加える。

別表第二各課長補佐（総括担当）の項第一号イ及び八中、「総括担当」の職の下に、「又は技術補佐（総括担当）の職」を加え、同号二中、「職員」の下に、「及び課長補佐（総括担当）の職又は技術補佐（総括担当）の職にある職員」を加える。

別表第四第三号口中、「企公第 号 公営事業課」を、「企公第 号 公営事業課 企水経第 号 水道経営管理室」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第三号

企業局公印規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

企業局公印規程の一部を改正する管理規程

企業局公印規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。  
別表第二号の表4の項中、「課長印」を、「課（室）長印」に、「」を、「」に、「」を、「」に、「各課長」を、「各課（室）長」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第四号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表本局の項中、「課 長」を、「課 長 室 長」に改める。

第六条第一項の表特殊現場等作業手当の項及び用地買収等業務手当の項中、「公営事業課」の下に、「水道経営管理室」を加える。

附則第六項中、「平成二十二年三月三十一日」を、「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則に次の二項を加える。

7 第一条第一項に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料月額額は、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に係るものに限り、同項、給与条例第四条から第五条の三まで及び任期付職員条例第四条から第四条の三までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第四十六号）（附則第九項から第十一項までの規定による給料を支給される職員にあっては、その者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額）（以下この項において「基礎額」という。）から基礎額に百分の五・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び勤務一時間当たりの給与額（給与条例第十三条に規定す

る勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。)の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

8 第五条の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の額は、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に係るもの限り、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額(以下この項において「基礎額」という。)から基礎額に管理職手当の区分が一種及び二種の職を占める職員にあっては百分の十、三種の職を占める職員にあっては百分の七・五、一種、二種又は三種以外の職を占める職員にあっては百分の五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、基礎額とする。

附 則

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第五号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「課長」を「課(室)長」に改める。

第一百六条第二項中「各課長」を「各課(室)長」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第六号

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

企業局固定資産等管理規程(昭和六十三年宮城県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「課及び」の下に「室並びに」を加える。

第四条中「課長」を「課室」に、「当該地方機関の長」を「当該地方機関」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

(合議)

第四条の二 水道経営管理室長(以下「室長」という。)は、次の各号に掲げる事項については、公

営事業課長と合議しなければならない。

一 資産の取得及び処分に関すること。

二 行政財産である土地の貸付け及びこれに対する地上権の設定に関すること。

三 行政財産の目的外使用の許可に関すること。

四 予定貸付料又は借受料の年額が一件二百万円を超える資産の貸付け及び借受けに関すること。

五 施設の管理委託に関すること。

六 行政財産の用途変更及び用途廃止に関すること。

七 前各号に掲げるものを除くほか、資産の管理に関し、重要又は異例な事項

第十條第三項中「課長」を「室長」に改める。

第十二條第四項中「課長」の下に「(室長を含む。以下同じ。)」を加える。

第十七條第一項中「公営事業課」を「当該資産を所管する課室」に改める。

第二十二條中「第二十條」を「第十九條」に改める。

第二十五條中「第二十九條第一項及び第二項」を「第二十九條」に改める。

第二十七條第二項中「第二十四條第一項」を「第二十三條第二項」に、「二十年以下」を「三十年

未満」に改める。

第四十一條中「総務課長」を「室長」に改める。

第四十二條中「課長」を「室長」に改める。

第五十三條第一項中「課長」を「公営事業課長」に改め、同條第二項中「公営事業課長」を「課長」

に改める。

第五十五條第一項第三号中「適正に」を「適正な」に改める。

第五十七條中「公営事業課長」を「課長」に改める。

様式第三号中「猫畑」を「樹畑」に改める。

様式第二十号中「猫畑」を「樹畑」に改める。

様式第二十一号中「猫畑」を「樹畑」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第七号

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐藤幸男

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程

工業用水供給規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。  
第四条中「公営事業課」を「水道経営管理室」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。